

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- a. 企業間の連携（離島の農水産事業者と連携し、地元食材を活用した新たなメニューを共同開発 地域内の宿泊・観光事業者とのネットワークを強化し、観光客の回遊性を高めるパッケージツアーを構築）
- b. IT 実装支援（顧客情報や予約状況をデジタルで一元管理する予約システムを整備 オンライン決済・キャッシュレス対応の強化）
- c. 専門人材マッチング（地域特産品開発に向けた商品開発の専門家と連携）
- d. グリーン化の取組（廃棄物の分別・減量化を徹底し、持続可能な運営を実践 地産地消の推進による物流負荷の低減）
- e. 健康経営に関する取組（従業員の定期健康診断受診率 100%を目指す 勤務時間管理の徹底と十分な休息の確保による働きやすい環境整備）

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

③ 知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

○ 発注内容や納期の明確化と書面化

地元の仕入先や委託業者に対して、口頭でのやり取りに頼らず、発注内容や納期、価格を明記した注文書や契約書を発行し、双方の認識のズレを防止します。

○ 代金の適正かつ速やかな支払い

仕入れ先・外注先に対して、納品・業務完了後、速やかな支払いを行う体制を整え、資金繰りの不安解消と信頼関係の構築に努めます。

2025年5月29日

株式会社HOPPE

代表取締役 風間 辰広

企 業 名

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。